

【公益社団法人全国公民館連合会 平成 25 年度事業計画書】

平成 25 年度全国公民館連合会事業の展開にあたって
～絆を紡ぎ、人づくり・地域づくりに貢献する公民館をめざして～

I、はじめに

本連合会は昨年(平成 24)年の 4 月 1 日、公益社団法人として新たな出発をいたしました。内閣府の公益認定等委員会から公益社団法人として認可され、内閣総理大臣名の認定書の交付を受けることができたのも、ひとえに全国の公民館や公民館関係者の皆様のご尽力の賜物です。

これは、公民館の設置から今日まで 60 有余年にわたって、全国各地で展開されてきた公民館の諸事業が、我が国社会の健全な発展に寄与すると公に認められたということを意味します。

全公連は、これを機に公益社団法人に相応しい諸事業の展開に、更なる努力を傾注して参ります。また全国各地の公民館を結び、励まし、連携して、公民館の充実・発展に役立つ全国組織として活動して参ります。

さて、私達が目指す公民館像は、次の 4 つです。

- ① 誰もがちょっと立ち寄ってみたくなる公民館
- ② 自己変革・自己向上が実感できる公民館
- ③ 地域社会で必要とされるリーダーが育つ公民館
- ④ 人と人との絆を紡ぎ幸せを実感できる公民館

この公民館の理想像を、全員で共通理解をし、実現させる年にします。そこで今年度の事業の展開にあたっては、次の 5 項目に努力を傾注してまいります。

1. 全公連は、全国の公民館活動の充実・発展を応援します。

本連合会は、全国の公民館の充実・発展のための諸事業を行い、地域社会の健全な発展に寄与する組織です。この目的を達成するために行う諸事業を定款には次のように定めています。

- ・公民館機能のレベルアップに関する事業
- ・公民館の普及促進に関する事業
- ・公民館に関する調査研究事業
- ・公民館職員等に関する表彰事業
- ・見舞金制度に関する事業
- ・災害補償保険等に係る集金事務に関する事業

今、公民館を取り巻く状況は、どこも厳しい局面ばかりです。しかし、公民館の<ピンチは、チャンス>でもあります。また公民館や職員に対するクレームも、公民館の役割や必要性を、広く地域住民や首長・議員等に理解していただくためのラブコールと捉えることができます。

公民館の充実・発展のためには、公民館が地域に密着した館、施設であることが必要です。ま

た地域からの期待に、十分に応えられるような事業の計画・実施が不可欠です。

人々の公民館での学びは、学校教育のように細部まで法律で定められ、さらに誰もが到達しなければならない到達基準などありません。むしろ利用者が、より自由に、より主体的に、より創造的に、楽しく学べるのが最も大事にされなければなりません。

どの公民館もこれらの要請に十分に答え、地域住民の学習の場、絆を紡ぐ憩いの場となり、地域社会の健全な発展に寄与する館として、公民館が大いに活用され、信頼されるよう支援して参ります。

2. 全公連は、都道府県公連の組織力アップを支援します。

公民館を取り巻く状況は、厳しさを増すばかりです。一方では、公民館に対する社会や地域からの新たな期待も高まっています。

公民館の連合体である都道府県公連の運営も、市町村合併の影響や市町村財政の厳しさ等から補助金・負担金等の財政措置が十分ではなく、苦しい状況が続いています。

公連事務局の設置や事業費、運営経費の捻出にも苦勞が絶えません。こうした状況にあって、都道府県公連の事務局が何処に置かれているかも公連の事業や運営に、更には管下の公民館活動に大きな影響を及ぼしています。

ちなみに、都道府県公連の事務局が何処に置かれているかでは、

- ① 「県教委の生涯学習課・社会教育課に設置」が 20 県
- ② 「県の施設内に置かれているが県教委から独立している」が 13 県
- ③ 「市町村の公民館等に置かれている」が 11 県
- ④ 「独立して置かれている」が 2 県
- ⑤ 「その他」が 1 県

かつて、都道府県教育委員会事務局内にある任意団体の事務局を、県教委事務局から外へ出すことが盛んに検討された時期がありました。市町村教委でもそれに倣って公民館の中にあつた地域の諸団体の事務局を、公民館では扱わないという方針を実施に移し、公民館と地域との軋轢を生じさせたケースもありました。

これらは、社会教育法(国及び地方公共団体との関係)第 12 条の解釈の難しさであり、同法第 11 条と併せて、公民館の充実・発展に寄与できる体制づくりが期待されるところです。

各公民館が、冒頭の公民館のあるべき姿を具現化するためには、そこで働く職員と地域住民や利用者との良好な関係を築き、公民館を媒体として、互いの絆を紡ぐことが必要です。

そのためにも都道府県の公民館の連合体が、その地域性を生かし、管下の課題を把握し、その解決の筋道や施策を示して協働することが、公民館の活性化のためには欠かせません。

全公連は、公民館の充実・発展のために都道府県公連の組織を元気にするよう努力します。

3. 全公連は、公民館職員の力量の向上を支援します。

指定定管理者制度は、平成 15 年の地方自治法の改正によって、地方公共団体が管理・運営する公の施設への導入が可能になり、社会教育施設への導入が進められて来ました。

現在、この制度の導入は、公民館の 8.5% (15,393 施設中 1,315 施設 / 平成 23 年度社会教育調査中同報告) となっています。また、図書館 10.7%、博物館 28.5% です。

こうした社会教育施設の管理・運営は、何らの疑問をも抱かずに当然のこととして教育委員会の職務権限の一つという認識を誰もが持っていました。しかし、社会は動いています。厳しい行政評価がそれぞれの部門に求められ、税金で行うすべての事業は最小の経費で最大の効果が要求されるようになりました。公民館も例外ではありません。厳しい財政の中、公民館の存在意義を多くの人々に理解してもらい、魅力ある公民館の事業を展開させるために、今一番期待されていることのひとつが、公民館職員の力量の向上です。

公民館職員は、地域の人々から親しまれ、頼りにされる人柄や人間性だけでなく、講座や事業に創意工夫を凝らし、地域住民に学ぶ楽しさを提供できる専門性が重要です。

全公連や都道府県公連が計画・実施する全ての事業では、「公民館職員の力量の向上」を、その実施目的の最重要事項の一つと位置づけて、積極的に実施して参ります。

4. 全公連は、全国公民館研究集会等のあり方を再構築します。

全公連が主催する全国公民館研究集会並びにブロック公民館大会は、長い歴史と伝統を積み重ねてきた本連合会の中心的な事業の一つです。

全国公民館研究集会は、昭和 53 年 11 月に香川県高松市民センターをメイン会場にして開催されました。以後、開催地を輪番制とし「中国・四国」「東海・北陸」「九州」「近畿」「東北・北海道」「関東・甲信越・静」の順で、今日まで途切れることなく毎年開催され、多くの成果を上げて今日に至っています。

また、ブロック公民館大会は、全国公民館研究集会よりも古く昭和 35 年より前記 6 ブロックごとに、各ブロックの地域的特色を存分に生かした大会として、毎年盛大に開催されてきました。

一方、このような状況下で、我が国の社会の変化や地方自治体の財政事情等々の影響を直接に受けて、全国公民館研究集会の参加者数は年々減少傾向にあります。また参加者の内訳を見ますと開催県の参加者が一番多く約 43%、さらに開催ブロック内からの参加者が約 40% となっています。

また、いずれの都道府県公連管下の公民館を取り巻く状況は、年々厳しさを増し、それぞれの組織の活性化が求められています。そこで両大会の長い歴史と伝統を生かしつつ、大きく変化する社会の要請に適切に対応できる公民館運営に寄与する大会のあり方を、根本から検討することとし、平成 24 年度には「全国公民館研究集会・ブロック公民館大会のあり方検討委員会」を設置し、4 回の検討委員会を開催しました。

平成 25 年度は、今後の公民館研究集会・ブロック公民館大会の新しいあり方について一定の方向性を提示し、さらに具体的検討を進め、平成 28 年度より新方式による全国公民館研究集会並びにブロック公民館大会が開催できるように努めて参ります。

5. 全公連は、有益且つきめ細かな情報発信に努めます。

今日、公民館並びに公民館関係者に求められていることは、意識改革であり、発想の転換と言ってもよいでしょう。公民館のあり方や館の管理運営には一層の変革・創意工夫が必要とされています。そこで、

- ・社会からの要請や期待に応えるために、公民館の今日的役割を明確にする学習や熟議を盛んにすること
- ・財政措置が年々厳しくなる中、これにどう対応し、公民館の事業をどう活性化するか等創意工夫をすること
- ・公民館の連合体である都道府県公連並びに全国公民館連合会の存在意義が、厳しく問われていることを真摯に受け止めること

が大切です。この上記 3 点に正対して行くには、正確な情報、有益な情報、全県・全国的な情報の入手の努力が欠かせません。

しかし、個々の公民館の情報収集力や活用力には限界があります。そこで頼りになるのが公民館の連合組織である都道府県公連や全国規模で活動を展開する全公連の組織力です。

いつの時代でも、どのような組織でも、情報の収集やその活用は何にも増して重要視されなければなりません。全公連では、公民館の充実発展に役だつ全国的な情報を、積極的に収集・提供して参ります。

Ⅱ、おわりに

平成 25 年 1 月、「第 6 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理(101 ページ)」が公表されました。

我が国の社会の変化とそれに対応する社会教育のあり方が、幅広く議論されてく「諮問・答申」というでき上がった内容ではなく、分科会の議論をより深く知ることのできる資料です。

公民館という現場で、日々地域の社会教育の中核を担う公民館職員や市町村教育委員会の社会教育担当者にとって極めて大切な内容が盛り込まれています。

そこでは、今後の我が国の社会構造の変化や教育の現状、課題から、

- ① 自立(一人ひとりが充実した人生を主体的に切り開いていく)
- ② 協働(共に支えあい、高め合い、社会に参画する)
- ③ 創造(更なる新たな価値を創造していく)

の 3 点が可能になるような社会、即ち「生涯学習社会」を目指していく必要性が強調されています。この目指す 3 つの理念・方向は、半世紀以上の長きにわたって公民館が変わらずに標榜してきた「つどう・まなぶ・むすぶ」の理念・方向性と完全に合致するものです。

全公連は公益社団法人として、47 都道府県の正会員並びに公民館関係者と手を組み、互いに切磋琢磨し、25 年度も変わらぬ理念・方針のもと、積極的に事業を進めてまいります。

I 公民館の充実発展に関する事業

【公民館研究集会・大会等の開催】

この事業は、「全国公民館研究集会」および7地域区分(北海道、東北、関東・甲信越・静、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州)ごとの「ブロック公民館大会」を毎年開催している。全国の公民館に勤務する職員等が、毎年総計約6,000名参加し、地域社会の現代的課題への対応などのテーマで事例発表や討議および大学教授等の研究者の講演等を行い、公民館機能を向上させることをもって地域社会の健全な発展を図る。

今年度の開催予定は以下の通り。

《今年の開催予定①(全国公民館研究集会)》

第35回全国公民館研究集会(北海道)／平成25年10月17、18日

《今年の開催予定②(ブロック公民館大会)》

ブロック		会期	主会場
東北・北海道	北海道	10/17～18	北海道 富良野市
	東北	10/9～10	岩手県 盛岡市
関東・甲信越・静		8/29～30	新潟県 南魚沼市
東海・北陸		10/9～10	愛知県 半田市
近畿		11/14～15	奈良県 奈良市
中国・四国		9/5～6	香川県 高松市
九州		8/29～30	福岡県 福岡市

※北海道ブロック大会は全国公民館研究集会を兼ねる。

【全国公民館セミナーの開催】

この事業は、各都道府県を代表する公民館長を中心に60～100名ほどが参画し、公民館の機能充実に必要なことを研究協議する。平成24年度は「映画」と「婚活」、平成23年度は「大災害時における公民館」を取り上げ実施。各地域の公民館の活動にフィードバックすることで、公民館機能を向上させることをもって地域社会の健全な発展を図る。

開催期日／平成26年1～2月

開催場所／国立オリンピック記念青少年総合センター

【相談助言・情報発信・連携協力事業の実施】

① 相談助言・情報発信

この事業は、日々の公民館活動のなかで「社会教育法上の適否」や「トラブル回避の方法」「活動事例」「公民館の評価」などを情報発信するとともに個別の照会に対し、電話やインターネットによる相談に対し助言を行う。今年度は情報発信に活用するために公民館の現状調査を行う。また、各地の公民館で実施する研修会の開催にあたって、テーマに対応した講師の派遣や、運営に役

立つ情報提供などを適宜行い、公民館機能を向上させることをもって地域社会の健全な発展を図る。

② 社会教育団体・機関との連携協力

この事業は、前記①をより効果的に行うために、国及び社会教育団体振興協議会をはじめとする諸機関・諸団体との連携協力を強化し、それぞれの情報の収集・発信及び公民館等を活用した総合的な社会教育活動を推進することにより、公民館機能を向上させることをもって地域社会の健全な発展を図る。

【地域活動支援事業の実施】

この事業は、都道府県公連で実施している研修などに対して支援するとともに、その活動状況を発信することによって公民館機能を向上させることをもって地域社会の健全な発展を図る。今年度は「リアル熟議」の普及を中心に行い、地域住民が当事者意識をもって地域コミュニティに参画できるように推進する。また、地域力の向上に寄与するコンテンツの発信を行う。

【公民館広報推進事業の実施】

この事業は、公民館の広報活動の事例を収集・評価を行い、優良なコンテンツを表彰することによって、公民館機能を向上させることをもって地域社会の健全な発展を図る。今年度は地域住民にインターネットを通じた情報提供を担う「ホームページ」について行う。また、映画や映像を活かした取り組みを奨励するための活動を行う。

【「月刊公民館」の発行】

この事業は、地域社会の取組や専門家の論考などを紹介した「月刊公民館」を発行している。今までに「災害に備える取組み」として地域社会での事例紹介や「キャリア教育の実践」「新しい公共」などをテーマとし、公民館機能を向上させることをもって地域社会の健全な発展を図る。なお、平成 25 年度末までに通巻 682 号が発行される予定である。

【専門資料の発行】

この事業は、「指定管理者制度」「公民館における災害対策ハンドブック」「よくわかる公民館のしごと」「公民館関係者必携」「みんなに内緒にしておきたい講座づくりのノウハウ」などの専門資料を発行し、公民館機能を向上させることをもって地域社会の健全な発展を図る。

【優良公民館職員等表彰事業】

この事業は、他の模範となるような優良な実績を有する公民館職員を表彰すること及び「優良公民館表彰」で文部科学大臣表彰を受賞した公民館に、記念の楯を贈呈及び月刊公民館でその活動を紹介することで公民館関係者の意欲を触発し、力量の向上を促すことによって、公民館機能を向上させることをもって地域社会の健全な発展を図っている。

Ⅱ 公民館総合補償制度に関する事業

【見舞金制度事業の運営】

見舞金制度は、公民館総合補償制度の中で公民館行事参加者等の急性疾病や公民館職員の疾病や業務外のけがに対し死亡弔慰金または入院見舞金を支払う制度であり、更なる利便性の向上に向けて補償内容の拡充を図っていく。また、制度の運営または当会の運営に対して支障ない範囲で適切な給付を実施し、余剰金が生じた場合はその一部を公益目的事業等の財源に充てる。

【災害補償保険等に係る集金事務に関する事業】

公民館総合補償制度の運営にあたり、制度掛金の保険料部分(団体災害補償保険等の保険料)集金事務について引き続き保険会社との間で集金事務委託契約を締結し、請負事業として実施する。当該事業で得られた利益は、公益目的事業の財源に充てる。

Ⅲ その他の事業

【永年勤続職員表彰、功労者表彰及び公連勤続職員表彰の実施】

公民館において長年勤務し、一定の成果をあげた職員を表彰することは、立場を同じくする公民館職員への励みにもなり、同時によき模範となる。この表彰が公民館職員の意欲を触発し、力量の向上を促すことによって、公民館機能が向上することをねらう。

また、都道府県公連における活動の活性化は、本会の目的の達成はもちろん、本会の根幹に関わるため極めて重要視している。都道府県公連に対して功労があった役職員を表彰することにより、その労をねぎらい、連帯意識の向上に資する。